

京都市都市計画局 フレックス工期による契約方式 に係る事務取扱要領

令和7年4月

1 目的

本要領は、京都市都市計画局が発注する営繕工事に、フレックス工期による契約方式を導入することにより、受注者の資材・人材確保を容易にし、工事の円滑な進行を図ることを目的とします。

2 概要

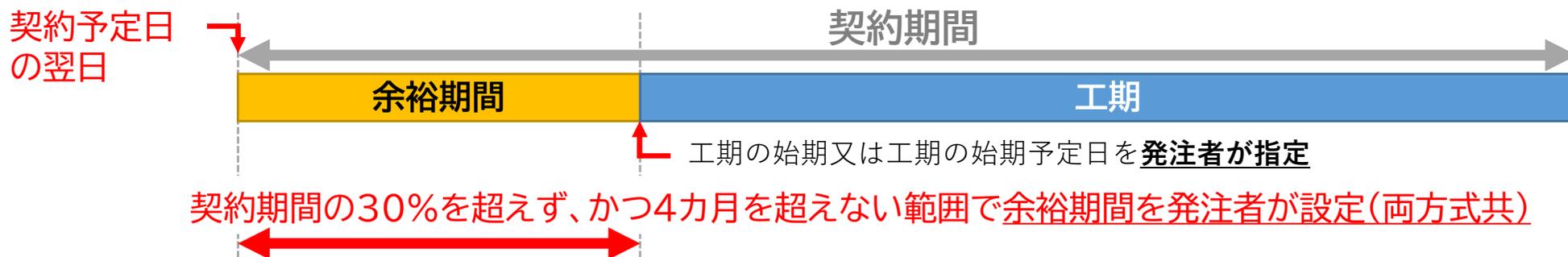
フレックス工期方式とは、発注者が工期の開始時期を指定するか、または受注者が所定期間内に開始時期を選択できる契約方式です。本要領では、この方式の運用に関する必要な事項を定めます。

3 対象工事

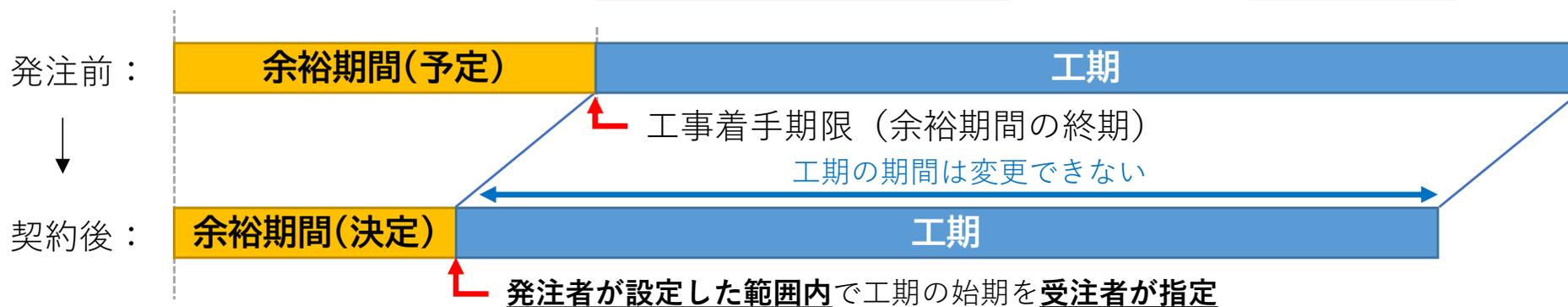
本方式は、入札公告または設計図書において「フレックス工期適用工事」と明示された工事のみに適用されます。

4 発注方式

(1) 発注者が工期の始期又は工期の始期予定日を指定する方式(以下「発注者指定方式」という。)



(2) 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工期の始期を選択する方式(以下「任意着手方式」という。)



5 余裕期間について

余裕期間の長さは、契約期間の30%を超えず、かつ4カ月を超えない範囲内とします。

6 運用等

契約日の翌日

工期を「着工命令の日から●●ヵ月間以内」とした場合、予め設計図書に「着工命令の予定日」(以下「予定日」という。)を記載し、予定日の前日までに着工命令の日(工期の始期)を記載した**着工命令書を受注者に交付**して余裕期間を確定します。なお、着工命令の日が予定日を超える場合においても、契約日の翌日を起算日として、契約期間の30%を超えず、かつ4ヵ月を超えない範囲で着工命令の日を指定しなければなりません。

【発注者指定方式】

余裕期間(予定・確定)

工期

契約期間

発注前：

余裕期間(予定)

工期

契約後：

余裕期間(決定)

工期

【任意着手方式】

受注者は契約日の翌日から**10日以内**に、工期の始期を定め、**着工日通知書**により発注者に通知してください。

開札日

工期の始期までの期間、当該工事現場の管理は発注者の責任において行うものとしします。

入札期間

仮契約期間

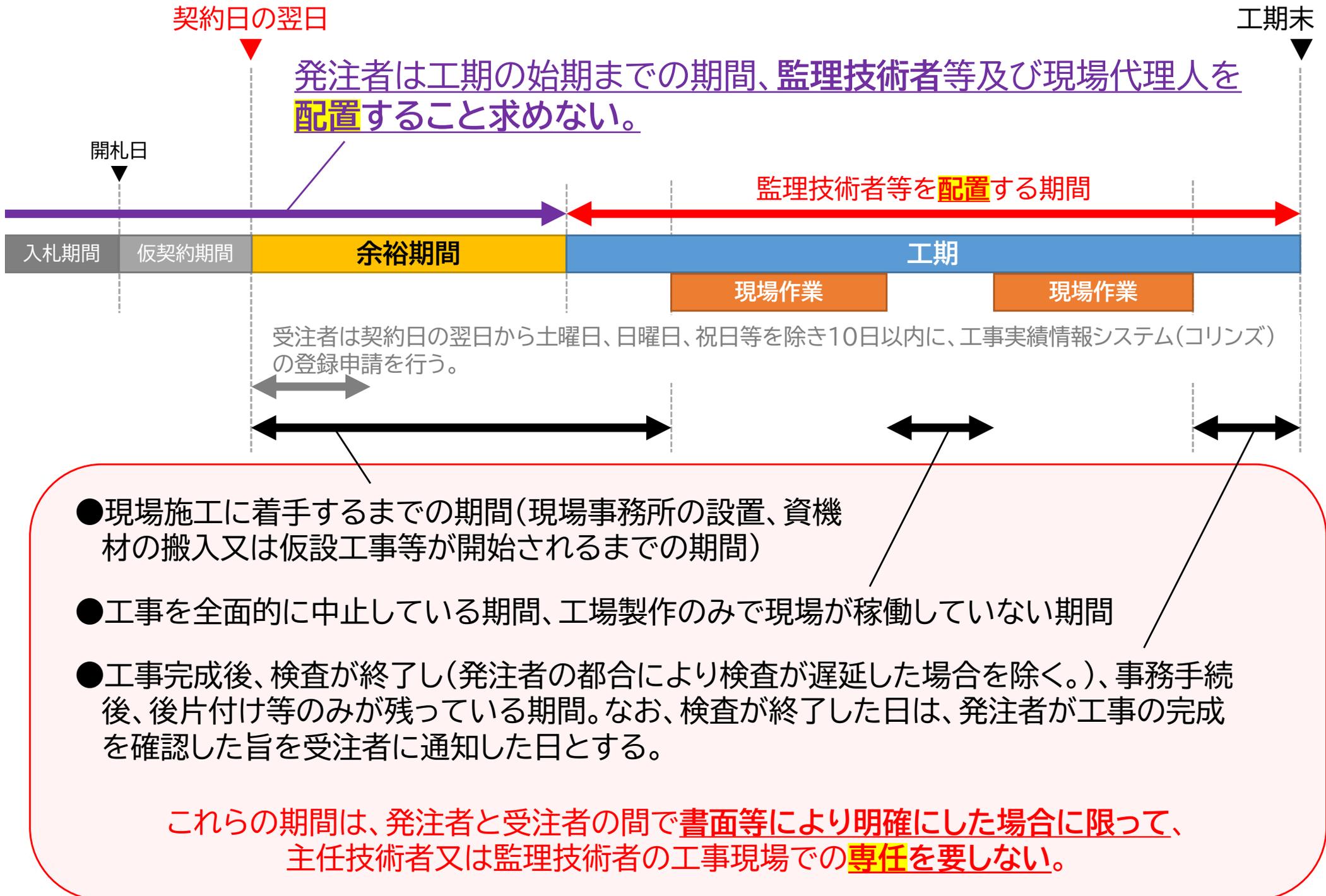
余裕期間

工期

工期の始期までの期間、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、**工事に着手してはなりません。**

工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができます。
(受注者の責により行う)

7 監理技術者等の配置及び専任について



※ 監理技術者等の配置要件は、建設業法及び入札公告等による。

8 運用等

- (1) 発注者は、前払金の請求時期を入札公告又は契約図書その他書面により、入札参加者に知らせること
- (2) 特記仕様書記載例

- 本工事は、契約日の翌日から工期の始期までの期間を「余裕期間」とする「フレックス工期適用工事」であり、「都市計画局フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」に基づいて工事を実施する。
- 上記要領に定める発注方式に関し、本工事では「****方式」とする。
- 契約日の翌日から工期の始期の間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 余裕期間内は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期の記載例

【発注者指定方式の場合】 ※発注者は①又は②のいずれかを選択する。

① 工 期:令和●●年●●月●●日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで
余裕期間:契約日の翌日から令和■■年■■月■■日まで

② 工 期:着工命令の日から●●ヵ月間以内
(着工命令の予定日は令和▲▲年▲▲月▲▲日)
余裕期間:契約日の翌日から着工命令の日の前日まで

なお、低入札価格調査等により、上記の工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合】

工 期:着工日通知の日から●●ヵ月間以内
但し、令和●●年●●月●●日(工事着手期限)までに工事を開始すること
余裕期間:契約日の翌日から着工日通知の日の前日まで
(又は、令和▲▲年▲▲月▲▲日から着工日通知の日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。